

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新				旧				
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）				
広告物の種類等	許可地域区分	基準		広告物の種類等	許可地域区分	基準		
建築物の壁面を利用するもの	(略)			建築物の壁面を利用するもの	(略)			
	壁面に投影して表示するもの	自然系許可地域及び住居系許可地域	1 表示できない。		(新規)			
		工業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。					
沿道系許可地域及び商業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。							
(略)				(略)				
備考 1 (略) 2 ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、自然系許可地域及び住居系許可地域にあつては設置できない。				備考 1 (略) 2 ネオン照明、点滅照明及び動光は、自然系許可地域及び住居系許可地域にあつては設置できない。				

新		旧															
別表第4 (第6条関係)		別表第4 (第6条関係)															
1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区		1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類等</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table> </td> <td>1 表示できない。</td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類等	基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類等</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類等	基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	(新規)		
広告物の種類等	基準																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。													
建築物の壁面を利用するもの		(略)															
	壁面に投影して表示するもの																
広告物の種類等	基準																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	(新規)														
建築物の壁面を利用するもの		(略)															
	(新規)																
備考 1 (略) 2 ネオン照明、点滅照明、 <u>動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、設置できない。</u> 3・4 (略)		備考 1 (略) 2 ネオン照明、点滅照明 <u>及び動光は、設置できない。</u> 3・4 (略)															
2 大山バイパス周辺広告景観形成地区		2 大山バイパス周辺広告景観形成地区															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類等</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table> </td> <td>1 表示できない。</td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類等	基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物の種類等</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	広告物の種類等	基準	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	(新規)		
広告物の種類等	基準																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>壁面に投影して表示するもの</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。													
建築物の壁面を利用するもの		(略)															
	壁面に投影して表示するもの																
広告物の種類等	基準																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">建築物の壁面を利用するもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> </tr> </table>	建築物の壁面を利用するもの	(略)	(新規)														
建築物の壁面を利用するもの		(略)															
	(新規)																
備考 1 (略) 2 内部照明、ネオン照明、点滅照明、 <u>動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、設置できない。</u> 3・4 (略)		備考 1 (略) 2 内部照明、ネオン照明、点滅照明 <u>及び動光は、設置できない。</u> 3・4 (略)															